

掛川市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和5年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称 掛川城管理運営共同体

所在地 掛川市亀の甲一丁目3番1号

2 委託した物品売払代金

掛川城御殿において販売する「掛川の文人画」の売払代金

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで